

仕 様 書

- 1 本業務は、本仕様書及び広島市委託契約約款により施行すること。
- 2 業務目的について
本業務は、下水道管路台帳システム（以下「台帳システム」という。）の効率的な運用を行うため、下水道工事竣工図及びその他関連資料（以下「竣工図等」という。）を基に、管きょ施設データ更新による下水道管路台帳の作成（以下「台帳作成業務」という。）を行うものである。
- 3 再委託等について
本業務における計画準備、業務管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 貸与品等について
本業務の作業は、原則として発注者が所有する機器等を用いて行うこととし、次の機器等を貸与する。
 - (1) 発注者の台帳システムオペレーションが可能なシステム機器の構成は、次のとおりである。
 - ① パソコン本体及び周辺機器
 - (ア) サーバーPC …… 1台
 - (イ) オペレーションPC …… 1台なお、作業を行う際、パソコン本体が不足する場合は、必要数を受注者が準備するとともに、配置・設定・撤去は発注者と協議し、受注者において行うこととする。
 - ② 基本OS
マイクロソフト Windows 7 pro
 - ③ 地図情報ソフト
 - (ア) サーバーPC用 …… CMAP T-S
 - (イ) オペレーションPC用 …… CMAP T-W i n
 - (2) 発注者の台帳システムの操作については、次のマニュアル等により行うこと。
広島市下水道管路台帳システム 施設入力説明書
 - (3) 台帳システムに備え付けの消耗品等については、発注者が提供するものを使用すること。
 - ① プロッター用インク、用紙
 - ② プリンター用トナー、用紙
 - (4) 本システムは発注者が著作権を有するものであり、指定された作業場所以外での使用及び持出しを禁ずる。
 - (5) 発注者が所有する機器以外を用いて作業を行う場合は、別途協議を行うものとする。
- 5 履行場所等について
 - (1) 台帳作成業務履行場所
原則として発注者の保有するシステム機器を使用して行うこととし、履行場所は原則として次のとおりとする。なお、履行場所を変更する場合は、別途協議を行うものとする。
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 - (2) システム機器の使用日時
受注者が契約期間中に発注者のシステム機器を使用する場合は、広島市の休日を定める条例で定められた日（土曜日、日曜日、祝祭日、休日）を除く日とし、使用時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 業務内容

台帳作成作業は、1 工事ごとに提出された台帳記載依頼書（取付管のみの工事は除く）等に記載されている内容を台帳システムに入力していく作業である。以下に各作業項目の内容を示す。また台帳作成業務予定数量は別表 1 を参照すること。別表 1 の予定数量は、本業務の委託期間内に提出される台帳記載依頼書等に記載されている入力データを見込んでいるため、実施数量に増減があった場合には協議対象とする。

台帳作成作業

(1) 計画準備及び打ち合せ

台帳作成作業に関する工程管理や質問等の打ち合せを行うものである。

(2) 資料整理

台帳記載依頼書等の内容の確認や質問箇所の資料の作成を行うものである。

- ・ 台帳記載依頼書 1 部を 1 工事とする。（取付管のみの工事は除く）
- ・ 取付管のみの工事については、50 箇所を 1 工事とする。

(3) 施設入力作業（データ有り）

下水道工事受注者にて作成した入力データ（CD-R 等）を台帳システムへ取込んで入力する作業である。

- ・ 入力データには、マンホール、管きょ、柵、取付管、鞆管のオフセット展開及び属性情報が自動作成されるようになっており、その他自動作成されない属性情報などを手入力する。
- ・ 1 セットとは上流マンホール 1、管きょ 1（鞆管含む）、柵取付管を含む 1 スパンとする。

(4) 施設入力作業（データ無し）

上記(3)作業のような自動作成する入力データがない下水道工事データを台帳システムへ直接入力する作業である。

- ・ 竣工図等からマンホール、管きょ、柵、取付管、鞆管などの各施設情報からオフセット展開等を行い手入力する。
- ・ 1 セットとは上流マンホール 1、管きょ 1（鞆管含む）、柵取付管を含む 1 スパンとする。

(5) 取付管工事入力作業

取付管のみの工事データを台帳システムへ直接入力する作業である。

- ・ 竣工図等から取付管の施設情報をオフセット展開して手入力する。

(6) 管更生工事入力作業

管更生工事のデータを台帳システムへ直接入力する作業である。

- ・ 竣工図等から管きょの各施設情報の入力を行う。（取付管データは別途入力）
- ・ 更生前の既設施設の属性変更等のデータ入力も行う。

(7) マンホール改良工事入力作業

マンホール改良工事のデータを台帳システムへ直接入力する作業である。

- ・ 竣工図等からマンホール改良工事（蓋取替、マンホール嵩上げ嵩下げ等）の入力を行う。
- ・ マンホール嵩上げ嵩下げの場合は、周辺の土被りのデータ修正も行う。

(8) 残置撤去工事入力作業

既設施設の残置撤去工事のデータを台帳システムへ直接入力する作業である。

- ・ 除却調書等からマンホール、管きょ、柵、取付管の残置及び撤去の情報を入力する。
例：管きょ 1 スパン、マンホール 2 か所、取付管 5 か所の場合は、計 8 か所の入力とする。

(9) 点検作業

台帳システムの機能である点検プログラムにて行う論理点検と、入力箇所を出力したもののレイアウトや数値のチェックをする目視点検を行うものである。

(10) 編集作業

点検によって発生した修正箇所の編集を行うものである。

(11) 固定資産整合作業

下水道台帳と固定資産台帳データの比較

- ・ 下水道台帳と固定資産台帳に登録されている工事番号ごとの管きょデータ（エクセル形式）について、延長、管径、管種等を比較し、差異の有無を確認する作業である。結果はエクセル形式で出力を行い一覧を作成し差異がある箇所を明示すること。

(12) その他留意事項

上記(1)～(11)の作業は、次の作業をすべて含めるものとする。

- (7) 入力データ (CD-R 等) の不備により、入力できない時にはスムーズに入力できるように修正する。
- (4) 新規入力に必要な地形、家屋データの入力及び編集を行う。
- (5) 新規データ作成時に発生した、既入力データの不整合箇所の修正を行う。
- (6) 初期入力時のエラーチェック及び修正を行う。

7 成果物について

(1) 下水道台帳データ、システムファイル等

DVD-RまたはCD-R 1部

*発注者の指定するシステムへ、年2回程度、入力データをインストールすること。

(2) 作業報告書等

- ① 委託業務実施報告書
- ② 打合せ記録簿
- ③ その他の資料
- ④ 調査結果一覧

*紙媒体で印刷製本した成果物 (1部) を提出する。

8 業務管理

本業務の進捗管理を行うために、以下の書類を提出すること。

・業務管理表

年2回程度業務の進捗状況を報告するものとする。

9 障害の賠償等

- (1) 本業務中における業務従事者の負傷等事故に関する補償は受注者の責任において行うこと。
- (2) 業務従事者が発注者の提供するシステム機器、台帳システム、入力データ及び竣工図等に損傷を与えた場合は、発注者と受注者が協議し、受注者の責任と認められた部分において補償すること。

10 その他

- (1) 受注者は、次回の台帳作成業務受注者が適切に業務を遂行できるよう、引継ぎ事項が生じた場合においては、十分に記録として残しておくこと。
- (2) 受注者は、発注者のシステム機器を使用する場合、発注者の台帳システム室及び休憩室における整理整頓、清掃、防災、保安等に協力するものとする。
- (3) 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。また、協議した場合は、受注者で協議録を作成し、発注者へ提出すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

い。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者を指す。

2 「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド\(行政機関等向け\)](#)」P147～等も参照の上、委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除する等適切に対応するものとする。

令和7年度 下水道管路台帳作成業務予定数量

工種・名称	単位	予定合計	備考
計画準備及び打合せ	回	2	
資料整理	工事	200	取付管は50箇所です1工事
施設入力作業(FD又はCD有り)	スパン	500	
施設入力作業(FD又はCD無し)	スパン	450	
取付管工事(本管入力に付帯含む)入力作業	か所	3,200	本管更生部の取付管修正含む
管更生工事入力作業	スパン	380	取付管は別途計上
マンホール改良工事入力作業	か所	1,250	
残置撤去工事(除却分)入力作業	か所	550	
点検作業	工事	200	
編集作業	工事	200	
固定資産整合作業	式	1	工事番号15,000件分

※公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設のうち、新設、改築(布設替、更生、鉄蓋)、取付管、受贈及び補修を対象